

市税・料金のあらまし

令和5年度版

加賀市税料金課

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1. 租税のしくみ | 1 |
| 2. 市税の種類 | 2 |
| 3. 市税の税率 | 2 |
| 4. 市税の賦課・課税基準 | 2 |
| 4-1 市民税 | |
| 〔1〕 個人市民税 | 3 |
| 〔2〕 法人市民税 | 6 |
| 4-2 固定資産税 | |
| 〔1〕 純固定資産税 | 7 |
| 〔2〕 国有資産等所在市町村交付金 | 9 |
| 4-3 特別土地保有税 | 9 |
| 4-4 軽自動車税（種別割） | 10 |
| 4-5 軽自動車税（環境性能割） | 12 |
| 4-6 市たばこ税 | 14 |
| 4-7 入湯税 | 14 |
| 4-8 都市計画税 | 15 |
| 4-9 国民健康保険税 | 16 |
| 5. 介護保険料 | 18 |
| 6. 後期高齢者医療保険料 | 20 |
| 7. 上水道料金 | 21 |
| 8. 下水道使用料 | 22 |
| 9. 下水道事業受益者負担金 | 22 |
| 10. 利用者負担額（保育料） | 24 |
| 11. 市営住宅使用料 | 26 |
| 参 考 〔用語説明〕 | 27 |

1. 租税のしくみ

(法：地方税法)

| | | | | | |
|--------|-----------|--|--------------------------|---------------------------------------|---|
| 地 方 税 | 市町村税 | 法5① | 普通税 | 法5② | 市町村民税 固定資産税 (国有資産等所在市町村交付金を含む) 軽自動車税(種別割、環境性能割) 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 市町村法定外普通税 |
| | | | 目的税 | 法5③ 法5④ 法5⑤ 法5⑥ | 入湯税 事業所税〔指定市〕 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税(法703の4) 市町村法定外目的税 |
| | (国税、県税配分) | | | | 法5⑦ 市町村法定外目的税 (利子割交付金) (軽油引取税交付金〔指定市〕) (ゴルフ場利用税交付金) (地方消費税交付金) (地方揮発油譲与税) (石油ガス譲与税〔指定市〕) (環境性能割交付金) (特別とん譲与税〔指定市〕) (航空機燃料譲与税) (地方法人特別譲与税) (配当割交付金) (法人事業税交付金) (株式等譲渡所得割交付金) |
| | 道府県税 | 法4① | 普通税 | 法4② | 道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(種別割、環境性能割) 鉱区税 固定資産税(大規模償却資産の特例分) 道府県法定外普通税 |
| 目的税 | | | 法4③ 法4④ 法4⑤ 法4⑥ | 狩猟税 水利地益税 道府県法定外目的税 | |
| (国税配分) | | | | (地方揮発油譲与税) (石油ガス譲与税) (航空機燃料譲与税) | |
| 国 税 | 普 通 税 | 所得税 法人税 相続税 贈与税 地価税 消費税 酒税 揮発油税 石油石炭税 航空機燃料税 石油ガス税 たばこ税 たばこ特別税 とん税 印紙税 自動車重量税 登録免許税 関税 地方揮発油 地方法人特別税 地方法人税 特別とん税 | | | |
| | 目 的 税 | 電源開発促進税 復興特別所得税 | | | |

下線…直接税

2. 市税の種類

市町村が課税できる法定税は13種類ありますが、このうち税として加賀市が課税しているものは次の8種類の税です。

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 市 民 税 | 加賀市の住民（個人・法人）が納める税です。 |
| 固 定 資 産 税 | 土地、家屋及び事業に使う機械等の償却資産の所有者が納める税です。 |
| 軽 自 動 車 税 | バイク・軽自動車の所有者（使用者）が納める税です。 |
| 市 た ば こ 税 | 製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者が納める税です。 |
| 特 別 土 地 保 有 税 ※ | 一定面積以上の土地の所有者や取得者が納める税です。 |
| 入 湯 税 | 鉱泉浴場の入湯客が、浴場経営者を通じて納める税です。 |
| 都 市 計 画 税 | 都市計画区域内に土地や家屋を所有する者が納める税です。 |
| 国 民 健 康 保 険 税 | 国民健康保険の加入者が納める税で、世帯主に課税されます。 |

※特別土地保有税は、平成15年度以降課税停止

3. 市税の税率

税率は、地方税法で定められた範囲内で、市が自らの意思すなわち市の議会で決められる税条例によって増減できることになっています。

4. 市税の賦課・課税基準

〈税額計算〉

税額計算は次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{課 税 標 準 額} \times \text{税 率} = \text{税 額} \\ \text{(1,000円未満端数切捨)} \quad \text{(100円未満端数切捨)} \\ \text{市たばこ税除く。} \quad \text{市たばこ税・入湯税除く。} \end{array}$$

4-1 市民税

市民税には「個人市民税」と、会社等が納める「法人市民税」があり、個人の市民税は県民税と合わせて課税されます。

体系図は次のようになります。

| | | | | | |
|--------|-----|--------|------|--------------|--------------|
| 市県民税 | 市民税 | 個人の市民税 | 均等割 | 個人県民税と合わせて課税 | |
| | | | 所得割 | | |
| | | 法人の市民税 | 均等割 | | |
| | | | 法人税割 | | |
| | 県民税 | 個人の県民税 | 均等割 | | 個人市民税と合わせて課税 |
| | | | 所得割 | | |
| 法人の県民税 | | 均等割 | | | |
| | | 法人税割 | | | |

〔1〕個人市民税

1. 納税義務者

- (1) 1月1日現在において、市内に住所を有する個人
- (2) 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者

このうち、次の者に対しては課税されません。

ア 均等割・所得割ともに課されない者

- ・生活保護法により生活扶助を受けている世帯に属する者
- ・障害者、未成年者（既婚者を除く）、寡婦又はひとり親で前年中の所得が135万円以下の者

イ 均等割を課されない者

- ・前年中の所得が本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数に28万円を乗じ、10万円を加えた金額以下の者
ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には16万8千円を加算

ウ 所得割の課されない者

- ・前年中の所得が本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数に35万円を乗じ、10万円を加えた金額以下の者
ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円を加算

2. 課税所得金額

| | | | | | | | | | |
|----------|---|---------|---|--------|---|---|---|---|---|
| ・事業等収入金額 | － | 必要経費 | － | 専従者控除額 | ＝ | 所 | 得 | 金 | 額 |
| ・給与収入金額 | － | 給与所得控除額 | | | | | | | |

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税所得金額

↓

3 税率及び控除額表（2） 参照

3. 税率及び控除額

令和5年度 市・県民税 税率及び控除額表（1）

| 区 分 | | 課税標準額 (課税所得金額) | 市民税 税 率 | 県民税 税 率 |
|--|-------|-------------------|------------|----------------------------------|
| 1. 課税総所得金額 2. 課税退職所得金額 3. 課税山林所得金額 | | 一 律 | 6.0 % | 4.0 % |
| 分 離 譲 渡 | 長 期 | 一 般 分 | 3.0 % | 2.0 % |
| | 短 期 | 一 般 分 | 5.4 % | 3.6 % |
| | | 国等への譲渡分 | 3.0 % | 2.0 % |
| | 株 式 等 | 上 場 株 式 | 3.0 % | 2.0 % |
| | | 非上場・先物取引 | 3.0 % | 2.0 % |
| 均 等 割 | | | 3, 500円 | 2, 000円 いしかわ森林環境 税 500円を含む |

令和5年度 市・県民税 税率及び控除額表（2）

| 区 分 | | 市 民 税 | | 県民税 | | |
|---|--------------------|---|--|--------------------|-------------|--|
| 所 得 控 除 | 雑損控除 (災害関連支出控除) | | ①損失額－総所得額等×10% ②災害関連支出額－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額 | | | |
| | 医療費控除 | | 総所得金額等の5%の金額か10万円のいずれか少ない金額を医療費（補填控除後）から差し引いた金額（限度額 200万円） 【特例】セルフメディケーション税制 特定の市販医薬品購入額－1万2千円（限度額8万8千円） | | | |
| | 社会保険料控除 | | 社会保険料の合計額（健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等） | | | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | | 独立行政法人中小企業基盤整備機構との共済掛金、確定拠出年金法による規定する企業型又は個人型年金掛金など | | | |
| | ① | 一般生命 個人年金 介護医療 新生命保険 (H24.1.1以降契約分) | 支払保険料 | ～ 12, 000円 | 全 額 | |
| | | | | 12, 001円～ 32, 000円 | 1/2+6,000円 | |
| | | | | 32, 001円～ 56, 000円 | 1/4+14,000円 | |
| | | | | 56, 001円～ | 28, 000円 | |
| | | | 生命保険料控除額 = 新一般の生命保険料控除額 + 新個人年金保険料控除額 + 介護医療控除額（最高 70,000円） | | | |
| | | | 生命保険料控除額（最高 70,000円） | | | |
| | ② | 一般生命 個人年金 旧生命保険料 (H23.12.31以前契約分) | 支払保険料 | ～ 15, 000円 | 全 額 | |
| | | | | 15, 001円～ 40, 000円 | 1/2+7,500円 | |
| | | | | 40, 001円～ 70, 000円 | 1/4+17,500円 | |
| | | | 70, 001円～ | 35, 000円 | | |
| 生命保険料控除額 = 旧一般の生命保険料控除額 + 旧個人年金保険料控除額（最高 70,000円） | | | | | | |
| 地震保険料控除 | | 地震 | ～ 50, 000円 | 1/2 | | |
| | | 50, 001円～ | | 25, 000円 | | |
| | 旧長期 | ～ 5, 000円 | 全 額 | | | |
| | | 5, 001円～ 15, 000円 | 1/2+2,500円 | | | |
| | | 15, 001円～ | | 10, 000円 | | |
| 地震保険料控除額 = 地震保険料控除額 + 旧長期損害保険料控除額（最高 25, 000円） | | | | | | |
| 障害者控除 | | 普通障害者 | 260, 000円 | | | |
| | | 特別障害者 | 300, 000円 | | | |
| | | 同居特別障害者 | 530, 000円 | | | |
| 寡婦控除 | | | | 260, 000円 | | |
| ひとり親控除 | | | | 300, 000円 | | |
| 勤労学生控除 | | | | 260, 000円 | | |

市民税に同じ

| | | | | |
|---------------|--------------------------|--|-------------------------------|------|
| 所得控除 | 配偶者控除 | 一般配偶者 納税者の所得金額に応じて 最高 330,000円 | 市 民 税 に 同 じ | |
| | | 老人配偶者(70歳以上 昭和28年1月1日以前生) 最高 納税者の所得金額に応じて 380,000円 | | |
| | 扶養控除 | 配偶者特別控除 | 納税者及び配偶者の所得金額に応じて 最高 330,000円 | |
| | | | 一般扶養 1人につき 330,000円 | |
| | | 年少扶養(16歳未満) | 0円 | |
| 特定扶養(19歳~22歳) | | 450,000円 | | |
| 基礎控除 | 納税者の所得金額に応じて 最高 430,000円 | 同 じ | | |
| | 同居老親等(同居直系尊属) | | 450,000円 | |
| 経費控除 | 1. 青色申告控除 | 100,000円、550,000円又は650,000円 | 同 じ | |
| | 2. 事業専従者給与額又は控除額 | 青色申告 給与支払額を必要経費として控除 白色申告 500,000円(配偶者 860,000円) | | |
| 税額控除 | 配当控除 | 課税総所得金額 10,000,000円以下の部分 | 1.6% | 1.2% |
| | | 課税総所得金額 10,000,000円を超える部分 | 0.8% | 0.6% |
| 非課税 | 寄附金控除 | 控除額=(寄附金額-2,000円)×(率) | 6.0% | 4.0% |
| | | ・生活保護法による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者(平成17年1月3日以後生で既婚者を除く)、寡婦、ひとり親で合計所得金額135万円以下の者 | | |

4. 調整控除

市民税の納税義務者の課税所得金額に応じ、次に掲げる金額が控除されます。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

(1) 課税所得金額が200万円以下の場合

アとイのいずれか小さい額の5% (市民税 3%、県民税 2%)

ア 下表の人的控除額の差の合計額を加算した金額

イ 市民税の課税所得金額

(2) 課税所得金額が200万円超の場合

アの金額からイの金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)の5%

ア 下表の人的控除額の差の合計額を加算した金額

イ 市民税の課税所得金額から200万円を控除した金額

住民税と所得税の人的控除額の差

| | | 住民税控除額 | 所得税控除額 | 差額 |
|-----------------------------------|------|-----------|-----------|----------------------|
| 障害者控除 | 普通 | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| | 特別 | 30万円 | 40万円 | 10万円 |
| | 同居特別 | 53万円 | 75万円 | 22万円 |
| 寡婦控除 | | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| ひとり親控除 | 父 | 30万円 | 35万円 | 1万円 |
| | 母 | | | (旧寡夫の差額を引き継ぐ) 5万円 |
| 勤労学生控除 | | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| 配偶者控除 ※納税者の所得 金額に応じて | 一般 | 11万円~33万円 | 13万円~38万円 | 2万円~5万円 |
| | 老人 | 13万円~38万円 | 16万円~48万円 | 3万円~10万円 |
| 配偶者特別控除 ※納税者及び配偶者の所得金額 に応じて | | 1万円~33万円 | 1万円~38万円 | 0円~5万円 |
| 扶養控除 | 一般 | 33万円 | 38万円 | 5万円 |
| | 特定 | 45万円 | 63万円 | 18万円 |
| | 老人 | 38万円 | 48万円 | 10万円 |
| | 同居老親 | 45万円 | 58万円 | 13万円 |
| 基礎控除 ※納税者の所得金額に応じて | | 0万円~43万円 | 0万円~48万円 | 0円~5万円 |

5. 市民税の申告

前年の所得を、毎年3月15日までに申告することになっています。ただし、所得税の確定申告をされた方や勤め先から給与支払報告書が提出され、前年中において給与以外の所得を有しなかった者は、申告の必要はありません。

6. 納期

- (1) 給与所得者の特別徴収（※P25 5.徴収の方法参照）の場合は、給与支払者が給与所得者より6月から翌年5月までの12回に分けて徴収し、徴収した月の翌月の10日までに納入することになっています。
- (2) 普通徴収（※P25 5.徴収の方法参照）の場合は、年税額を6月・8月・10月及び翌年1月の4回に分けて納付することになっています。
- (3) 普通徴収の年税額が5,500円以下の場合は、6月に全額を納付することになっています。
- (4) 公的年金からの特別徴収の場合は、65歳以上の年金受給者で、年金所得による税額を年6回年金から引き落としをして納入することになっています。

〔2〕法人市民税

1. 納税義務者

- (1) 市内に、事務所又は事業所を有する法人
- (2) 市内に宿泊所、クラブ、寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (3) 事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの

2. 税率

(1) 均等割

| 法人等の区分 | | 税率 | |
|--------|---|----|-------|
| 1 | 資本金等の金額が1千万円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの（他に公共法人・公益法人・財団法人・社団法人・人格のない社団等） | 年額 | 5万円 |
| 2 | 資本金等の金額が1千万円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの | 年額 | 12万円 |
| 3 | 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの | 年額 | 13万円 |
| 4 | 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの | 年額 | 15万円 |
| 5 | 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの | 年額 | 16万円 |
| 6 | 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの | 年額 | 40万円 |
| 7 | 資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの | 年額 | 41万円 |
| 8 | 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの | 年額 | 175万円 |
| 9 | 資本金等の金額が50億円を超える法人で、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計が50人を超えるもの | 年額 | 300万円 |

- (2) 法人税割 100分の8.4 （標準税率 100分の6.0）

3. 申告と納期

- (1) 一般的には、事業年度終了後2カ月以内に申告し、申告と同時に納付することになっています。
- (2) 申告には、予定申告・中間申告・確定申告・修正申告があります。

4-2 固定資産税

〔1〕純固定資産税

1. 納税義務者

1月1日現在における固定資産（土地・家屋及び償却資産）の所有者。ただし、所有者とは次の台帳に登録されている者をいいます。

- (1)土地 土地登記簿又は土地補充課税台帳
- (2)家屋 建物登記簿又は家屋補充課税台帳
- (3)償却資産 償却資産課税台帳

2. 課税対象

- (1)土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地
- (2)家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫、その他の建物
- (3)償却資産 土地、家屋以外の事業の用に供することのできる有形減価償却資産（自動車税・軽自動車税を課される自動車を除く。）

3. 税率

土地、家屋又は償却資産の課税標準額の合計の100分の1.4

| | | |
|-------------|------------------------|--|
| ※不均一課税による税率 | 国際観光ホテル登録旅館 | 100分の1.0 |
| | 普通公衆浴場 | 100分の0.47 |
| | 総合保養地域特定民間施設 | 100分の0.14（3年間） |
| | 企業立地促進に該当する固定資産 | 100分の0.0～100分の0.7 （税率・期間等は業種・内容により異なる。） |
| | 伝建家屋の敷地 | 100分の0.7 |
| | 伝建地区内の伝建家屋以外の家屋及びその敷地 | 100分の0.98 |
| | 過疎地域の持続的発展の支援に該当する固定資産 | 課税免除（新しく固定資産税が課される年度から3年間（過疎地域持続的発展市町村に記載された産業振興促進区域内のみ） |

4. 免税点

市内にある土地、家屋及び償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の各号の金額未満である場合は、課税されません。

- (1)土地 30万円
- (2)家屋 20万円
- (3)償却資産 150万円

5. 新築住宅の減額の特例

住宅を新築し、次の要件を備えている住宅には、新しく固定資産税が課される年度から3年間1/2に減額されます。
また、3階以上の中高層耐火構造で専ら人の居住の用に供する建物は5年間1/2に減額されます。ただし、床面積が120㎡を超えるものは120㎡相当分の固定資産税が減額の対象となります。

○床面積に対する要件

- | | |
|-------------|---|
| ア 専用住宅 | 床面積が50㎡以上280㎡以下であること |
| イ アパート、共同住宅 | 1戸当り居住床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること |
| ウ 併用住宅 | 居住部分床面積が総床面積の1/2以上で、50㎡以上280㎡以下であること |

6. 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

住宅用地とは、居住の用に供する家屋の建っている土地をいい、特例措置として次のものがあります。

(1) 小規模住宅用地の場合、課税標準額は評価額の1/6が最高限度額になります。

- ア 200㎡以下の住宅用地
- イ 200㎡を超えるときは1戸につき200㎡まで

(2) その他の住宅用地（200㎡を超える部分）の場合、課税標準額は評価額の1/3が最高限度額になります。

7. 申告

(1) 家屋

登記していない家屋については、その家屋の物件表示及び所有者名義人等の届出を必要とします。

(2) 土地

住宅用地を所有する者は、その年の1月1日から引き続いてその住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、その用地及び家屋の所在・面積等を、またその年の1月1日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、その年の前年の1月1日から引き続きその土地を所有している場合、その所有者はその年の1月31日までに申告しなければならないことになっています。

(3) 償却資産

毎年1月1日現在の資産を1月31日までに申告しなければなりません。

8. 納期

年税額を5月に一括して納付するか、5月、7月、11月及び翌年2月の4回に分けて納付することになっています。

（法定納期 4月、7月、12月、2月）

9. 台帳の縦覧、閲覧、審査の申し出

(1) 固定資産税の課税の基礎となる土地、家屋及び償却資産の価格等について、毎年4月1日から第1期の納期限までの間、納税者の縦覧に供しています。

(2) 固定資産税の課税内容について、所有者及び利害関係人が閲覧することができます。

(3) 課税台帳に登録された価格について疑問な点や不服のある方は、縦覧の開始日から、又は納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に文書をもって審査の申し出をすることができます。

※ 土地、家屋は3年ごとに評価替えが行われ、評価替えの行われる年度を基準年度といい、その他の年度は第2年度又は第3年度といいます。

〔2〕 国有資産等所在市町村交付金

国又は県が所有する資産のうち、国又は県以外の者が使用している等の資産について、固定資産税に相当する額を交付金として所在市町村に納付します。

毎年4月30日までに市町村が国及び県に請求し、国及び県は6月30日までに納入します。

4-3 特別土地保有税

〔平成15年度から課税停止〕

4-4 軽自動車税（種別割）

1. 納税義務者

4月1日現在で、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

販売業者が所有権を留保している場合は、使用者に課税されます。

2. 申告

軽自動車等の取得や異動があったとき（新規購入、譲り受け、市外からの転入、廃車、譲り渡し、市外への転出等）

（申告書提出先）

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| ① | 加賀市役所 税料金課又は行政サービスセンター | 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 |
| ② | 北陸信越運輸局石川運輸支局（金沢市直江東1丁目1番） Tel 050-5540-2045 | 軽二輪（126cc～250cc） 自動二輪（251cc～） |
| ③ | 軽自動車検査協会石川事務所（金沢市直江東2丁目123番地1） Tel 050-3816-1853 | 軽三輪・軽四輪 |

3. 税率

| 区 分 | 税 率（1台につき1年あたり） | | | 申告書提出先 | | |
|--------------------------|----------------------|---------------------|------------------|--------|---------|--------|
| | 初 度 検 査 年 月 | | | | | |
| | ～H22.3 （重課） | H22.4～27.3 （旧税率） | H27.4～ （標準税率） | | | |
| 軽 三 輪 51cc～350cc | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 | ③ | | |
| 軽四輪 | 乗 用 自家用のもの | 12,900円 | 7,200円 | | 10,800円 | |
| | 乗 用 営業用のもの | 8,200円 | 5,500円 | | 6,900円 | |
| | 貨物用 | 自家用のもの | 6,000円 | | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 営業用のもの | 4,500円 | | 3,000円 | 3,800円 |
| 原動機付 自転車 | 総排気量 50cc以下（1種） | | 2,000円 | ① | | |
| | 総排気量 51cc～90cc（2種乙） | | 2,000円 | | | |
| | 総排気量 91cc～125cc（2種甲） | | 2,400円 | | | |
| ミニカー （50cc以下） | 三輪以上のもの（側面なし） | | 2,000円 | | | |
| | 三輪以上のもの（側面あり） | | 3,700円 | | | |
| 小型特殊 自動車 | 農耕作業用等 | | 2,400円 | | | |
| | その他（農耕用以外） | | 5,900円 | | | |
| 雪上走行用 | | | 3,600円 | | ② | |
| 二輪（ポートレラー含む） 126cc～250cc | | | 3,600円 | | | |
| 二輪の小型自動車 251cc～ | | | 6,000円 | | | |

（1） 経年車重課（重課）

（平成28年度課税分よりの制度）

最初の新規検査（初度検査年月）から13年を経過した軽三輪・軽四輪は、重課税率の対象です。（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引車は対象外です。H22.3以前であっても旧税率を適用します。）

(2) グリーン化特例（軽課） （平成28年度課税分よりの制度）

下記の期間に最初の新規検査を受けた軽三輪・軽四輪で、一定の環境性能を有するものについては、その燃費性能に応じて取得の翌年度分に限り、税率を軽課する特例措置があります。

初度検査年月 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ⇒ 令和4年度のみ軽減
 令和4年4月1日～令和5年3月31日 ⇒ 令和5年度のみ軽減

ア 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10% ⇒ 概ね75%軽減
 以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）

イ ガソリン車、ハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限る。）

- ・乗用車（営業用） 令和2年度燃費基準＋令和12年度基準90%達成 ⇒ 概ね50%軽減
- 令和2年度燃費基準＋令和12年度基準70%達成 ⇒ 概ね25%軽減

| 区 | 分 | 標準税率 | 75%軽減後 | 50%軽減後 | 25%軽減後 | |
|------------|-----|--------|---------|--------|--------|--------|
| 軽三輪（乗用営業用） | | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| 軽四輪 | 乗 用 | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | - | - |
| | | 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | 貨物用 | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | - | - |
| | | 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | - | - |

4. 課税方法、納期

4月1日現在で課税され、納期は5月1日～5月31日となっています。

5. 減免

身体障がい者自身又は家族が運転して通院等に利用する軽自動車は一人につき1台、軽自動車税が免除されます（障がい者本人名義の軽自動車に限る）。ただし、障がいの等級によっては減免に該当しない場合があります。

4-5 軽自動車税（環境性能割）

平成28年度の税制改正による令和元年10月の消費税率改正に伴い、自動車取得税（県税）が廃止され、代わりに環境性能割が導入されました。ただし、賦課及び徴収は、当面の間、県が行うこととなっています。

1. 納税義務者

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）を取得した人に課税されます。

2. 課税標準と税率

軽自動車の通常の取得価額の0～3%（環境性能等に応じて税率が決定）

※当分の間の措置として0～2%に軽減

(1) 乗用車

ア 適用期間：令和5年4月1日 ～ 令和5年12月31日

| 対象・要件等 | | 自家用 営業用別 | 特例措置の内容 | | |
|---|--|------------------|---------------|---------|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>（平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適）</small> | | 自家用 及び 営業用 | 非課税 | | |
| | 燃費性能 | | 令和12年度燃費基準 ※1 | | |
| | 排出ガス性能 | | 55% | 60% | 75% |
| ガソリン車 <small>（ハイブリッド車を含む）</small> | 平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減 | 自家用 | 2% | 1% ※2 | 非課税 ※2 |
| | | 営業用 | 1% | 0.5% ※2 | |
| | | | 1% | | |

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

イ 適用期間：令和6年1月1日 ～ 令和7年3月31日

| 対象・要件等 | | 自家用 営業用別 | 特例措置の内容 | | |
|---|--|------------------|-----------------|-------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>（平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適）</small> | | 自家用 及び 営業用 | 非課税 | | |
| | 燃費性能 | | 令和12年度燃費基準 ※1※2 | | |
| | 排出ガス性能 | | 60% | 70% | 80% |
| ガソリン車 <small>（ハイブリッド車を含む）</small> | 平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減 | 自家用 | 2% | 1% | 非課税 |
| | | 営業用 | 1% | 0.50% | |

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

※1 【令和12年度燃費基準への読み替え】

| | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|
| 令和12年度燃費基準 | 55% | 60% | 70% | 75% | 80% |
| | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 平成22年度燃費基準 | 119% | 130% | 151% | 162% | 173% |
| 令和2年度燃費基準 | 80% | 87% | 102% | 109% | 116% |

※2 軽減対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

〔令和2年度燃費基準への読み替え〕 平成22年度燃費基準 150% → 令和2年度燃費基準 達成

(2) 貨物車（車両総重量2.5t以下のトラックのうち軽自動車）

ア 適用期間：令和5年4月1日 ～ 令和5年12月31日

| 対象・要件等 | | 自家用 営業用別 | 特例措置の内容 | | |
|---|--|------------------|---------------|-------|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>（平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適）</small> プラグインハイブリッド自動車 | | 自家用 及び 営業用 | 非課税 | | |
| | | | 平成27年度燃費基準 ※3 | | |
| | | | 115% | 120% | 125% |
| ガソリン車 <small>（ハイブリッド車を含む）</small> | 平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減 | 自家用 | 2% | 1% | 非課税 |
| | | 営業用 | 1% | 0.50% | |

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

イ 適用期間：令和6年1月1日 ～ 令和8年3月31日

| 対象・要件等 | | 自家用 営業用別 | 特例措置の内容 | | |
|---|--|------------------|--------------|-------|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 <small>（平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適）</small> プラグインハイブリッド自動車 | | 自家用 及び 営業用 | 非課税 | | |
| | | | 令和4年度燃費基準 ※4 | | |
| | | | 95% | 達成 | 105% |
| ガソリン車 <small>（ハイブリッド車を含む）</small> | 平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減 | 自家用 | 2% | 1% | 非課税 |
| | | 営業用 | 1% | 0.50% | |

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

※3 【平成27年度燃費基準への読み替え】

| | | | |
|------------|------|------|------|
| 平成27年度燃費基準 | 115% | 120% | 125% |
| | ↑ | ↑ | ↑ |
| 平成22年度燃費基準 | 144% | 150% | 157% |

※4 【令和4年度燃費基準への読み替え】

| | | | |
|------------|------|------|------|
| 令和4年度燃費基準 | 95% | 達成 | 105% |
| | ↑ | ↑ | ↑ |
| 平成22年度燃費基準 | 147% | 155% | 163% |

3. 免税点

50万円

4-6 市たばこ税

1. 納税義務者

小売販売業者に製造たばこを売り渡した製造者、輸入業者、卸売販売業者

2. 課税標準

売り渡し又は消費に係る製造たばこの本数

3. 税率

(税率：円/1,000本)

| | R1.10.1 | R2.10.1 | R3.10.1 |
|-------|---------|---------|---------|
| 製造たばこ | 5,692 | 6,122 | 6,552 |

4. 申告と納税

上記の納税義務者が、毎月の売渡し分の税額を翌月末日までに申告して納めます。

5. 手持品課税

手持品課税とは、たばこの販売業者等（小売販売業者、卸売販売業者又は製造者）が、たばこ税率の引上げの日午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、5,000本以上の紙巻たばこ旧3級品を販売のために所持する場合（複数の場所で所持する場合はその合計本数が5,000本以上の場合）に、販売業者等を納税義務者として、その所持する紙巻たばこ旧3級品に、税率の引上げ分に相当するたばこ税を課税するというものです。また、旧3級品以外の紙巻たばこ（加熱式含む）については、20,000本以上の場合手持品課税の対象となります。

【平成30年度以降の手持品課税の実施時期等】

(税率：千本当たり)

| 引上げ日 | 申告期限 | 納付期限 | 税率 |
|---------|----------|----------|--------|
| R1.10.1 | R1.10.31 | R2. 3.31 | 1,692円 |
| R2.10.1 | R2.11. 2 | R3. 3.31 | 430円 |
| R3.10.1 | R3.11. 1 | R4. 3.31 | 430円 |

4-7 入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯客に課するものです。

1. 課税標準

鉱泉浴場において入湯した場合に税金が課せられます。ただし、共浴場利用ならびに利用料金1,000円未満の者、12歳未満の者及び中学・高校の修学旅行は免除されます。

2. 税率

ひとつの鉱泉浴場一人1日につき

宿泊を伴う者 150円 (注) 1泊2日は、1日とみなします。

宿泊を伴わない者 50円

3. 申告と納税

鉱泉浴場の経営者が、入湯客から入湯税を徴収し、毎月の税額を翌月末日までに申告して納めます。

4-8 都市計画税

都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業の財源に充当するために都市計画区域として指定された区域内に所在する土地及び家屋に対して課すものです。

1. 納税義務者

上記に所在する土地及び家屋の所有者

2. 課税標準

固定資産税の課税標準となる価格。ただし、宅地のうち住宅用地は次の調整となります。

3. 住宅用地に対する特例

(1) 小規模住宅用地

① 200㎡以下の住宅用地

② 200㎡を超えるときは1戸につき200㎡まで

課税標準額は、評価額の1/3が最高限度額になります。

(2) その他の住宅用地（200㎡を超える部分）

課税標準額は、評価額の2/3が最高限度額になります。

4. 税率

土地及び家屋の課税標準額の合計の100分の0.2

| | | |
|-------------|-----------------------|---|
| ※不均一課税による税率 | 企業立地促進に該当する固定資産 | 100分の0.0～100分の0.1 (税率・期間等は業種・内容により異なる) |
| | 伝建家屋の敷地 | 100分の0.1 |
| | 伝建地区内の伝建家屋以外の家屋及びその敷地 | 100分の0.14 |

5. 納税の方法

固定資産税と合算して納付することになっています。

4-9 国民健康保険税

1. 納税義務者

国民健康保険の被保険者の世帯主に課税されます。

2. 税額の算定

(1) 医療費分

ア 所得割額

(被保険者毎の前年中総所得金額等一基礎控除額(※1))×100分の7.36

イ 均等割額

被保険者一人当たり 27,600円

ウ 平等割額

1世帯当たり 20,800円

注) 以上のア～ウの合計額を年税額とし、その額が63万円を超えるときは63万円を限度額とします。

(2) 介護保険分(40歳から64歳までの方)

ア 所得割額

(40歳から64歳までの被保険者毎の前年中総所得金額等一基礎控除額(※1))×100分の1.88

イ 均等割額

被保険者一人当たり 9,700円

ウ 平等割額

1世帯当たり 4,400円

注) 以上のア～ウの合計額を年税額とし、その額が17万円を超えるときは17万円を限度額とします。

(3) 支援金分(後期高齢者)

ア 所得割額

(被保険者毎の前年中総所得金額等一基礎控除額(※1))×100分の2.2

イ 均等割額

被保険者一人当たり 8,900円

ウ 平等割額

1世帯当たり 6,200円

注) 以上のア～ウの合計額を年税額とし、その額が19万円を超えるときは19万円を限度額とします。

(※1)基礎控除額については以下のとおり

| | | |
|-----------|--------------------|------|
| 前年の合計所得金額 | 2,400万円以下 | 43万円 |
| 前年の合計所得金額 | 2,400万円超～2,450万円以下 | 29万円 |
| 前年の合計所得金額 | 2,450万円超～2,500万円以下 | 15万円 |
| 前年の合計所得金額 | 2,500万円超 | 0円 |

3. 軽減

世帯主及び被保険者(国保制度から後期制度へ移行した後も継続して同じ世帯にいる方を含む)の前年中の総所得金額等に応じ、上記税額のうち均等割額・平等割額が7割、5割又は2割減額される制度があります。

4. 特例対象被保険者等の軽減

倒産や解雇などで離職し、失業等給付を受けている人の国民健康保険税が軽減される場合があります。(離職年度を含め2年度)軽減を受けるには申請が必要です。

5. 旧被扶養者(※2)減免

所得割について、旧被扶養者が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月から当該保険を喪失する日の属する月の前月まで全額を減免。また、均等割額及び平等割額について、資格取得日の属する月以後2年間を経過する月までの間、5割となる額を減免

(※2)旧被扶養者： 社会保険などの被用者保険加入者が後期高齢者医療制度に加入することにより、65歳から74歳の被用者保険の扶養家族が新たに国民健康保険に加入する場合で、その加入する扶養家族のうち65歳から74歳までの方

6. 子どもの均等割減免

賦課期日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者及び賦課期日以降に出生した被保険者に係る当該年度の均等割額（3. の軽減がある場合は軽減後）の2分の1を減免

7. 賦課期日

毎年4月1日現在を賦課期日とします。しかし、年度の途中で資格取得又は資格喪失した場合は月割りによって課税されます。

8. 納期

(1) 普通徴収の場合は、年税額を6月から翌年3月までの10回に分けて納付することになっています。

(2) 特別徴収の場合は、年税額を世帯主の年金から年6回に分けて天引きをして納入することになります。

特別徴収対象者は、国民健康保険加入者が65歳から74歳のみの世帯の世帯主で、特別徴収対象の年金の年額が18万円以上あり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が特別徴収対象年金の年額の2分の1を超えない方です。

5. 介護保険料

1. 65歳以上の方

(1) 保険料額

保険料の基準となる額は市町村によって異なります。

加賀市の基準額は76,800円です。

保険料は、基準額を基に世帯の状況と市民税課税の有無などを基に、次のとおり12段階に分かれます

| 段 階 | 課 税 状 況 | 保 険 料 |
|-------|---|------------------|
| 第1段階 | ・ 生活保護受給者 ・ 本人が老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者 | 23,040円 |
| 第2段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下の者 | 38,400円 |
| 第3段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える者 | 53,760円 |
| 第4段階 | ・ 世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者 | 69,120円 |
| 第5段階 | ・ 世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える者 | 76,800円 (基準額) |
| 第6段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が80万円未満の者 | 84,480円 |
| 第7段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が80万円以上120万円未満の者 | 88,320円 |
| 第8段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者 | 96,000円 |
| 第9段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者 | 115,200円 |
| 第10段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の者 | 126,720円 |
| 第11段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者 | 134,400円 |
| 第12段階 | ・ 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者 | 153,600円 |

※ 合計所得金額… 地方税法上、年金などの雑所得や給与所得などの合計金額をいう。各所得金額は所得の種類により、収入金額から必要経費など差し引いて算出。介護保険料の算定においては、「土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額」と、「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額を用いる。また、合計所得に給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、合計所得金額から最大10万円を控除した金額を用いる。

※課税年金収入… 国民年金・厚生年金等課税対象となる種類の年金収入のことで、障害年金・遺族年金等は含まない。

(2) 納付方法

ア 年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方

➡年金から納めます（特別徴収）

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

イ 年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方

➡納付書・口座振替・納税貯蓄組合で個別に納めます（普通徴収）

※年金の年額が18万円以上でも、次のような場合には一定期間普通徴収になります。

○年度途中で65歳になられたとき

○他市町村から転入されたとき

○年度の途中で介護保険料が変更されたとき

など

2. 40歳から64歳までの方

保険料の算定方法と納入方法は、加入している医療保険によって異なります。

(1) 国民健康保険に加入している方

ア 介護納付金（保険料）は、本人の所得状況等により異なります。

イ 国民健康保険税の医療分に介護分を上乗せし、世帯主が世帯全体の分を納めます。

ウ 介護納付金の1/2を公費で負担します。

（4-8 国民健康保険税 2. 税額の算定 (2) 介護保険分参照）

(2) 職場の健康保険等に加入している方

ア 保険料は原則として給料により異なります。

イ 保険料は医療保険に介護分が上乗せされ、給与から天引きされます。

ウ 原則として保険料の1/2は事業主が負担します。

6. 後期高齢者医療保険料

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定によって、石川県の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されるものです。

2. 賦課期日

毎年4月1日又は資格取得日

3. 保険料の算出方法

保険料の算出方法は以下のとおりです。

① 所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(※1) × 100分の9.53

② 均等割額 = 48,500円

①+②=確定年保険料(66万円を限度とします)

なお、4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは、月割りにて算定します。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 前年中の所得 - 所得に応じた基礎控除額(※2)

※2 基礎控除額は以下のとおり

| | |
|------------------------------------|------|
| 前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合 | 43万円 |
| 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合 | 29万円 |
| 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合 | 15万円 |
| 前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合 | 0円 |

4. 低所得者に対する軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減判定所得の合計額(※3)に応じて、均等割額が軽減(※4)されます。

※3 公的年金受給者のうち、65歳以上の方の場合は公的年金等控除後の所得からさらに15万円を控除して計算します。

※4 均等割軽減の対象となるのは、市民税の申告をしている人となります。遺族年金や障害年金等の非課税年金を受給している人が軽減を受けるためには、申告が必要となります。

(1) 軽減判定所得の合計額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)以下

⇒ 軽減される額・・・33,950円(7割軽減)

(2) 軽減判定所得の合計額が43万円+29万円×(世帯の被保険者数)

+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)以下

⇒ 軽減される額・・・24,250円(5割軽減)

(3) 軽減判定所得の合計額が43万円+53,5万円×(世帯の被保険者数)

+10万円×(年金・給与所得者の数(※5)-1)以下

⇒ 軽減される額・・・9,700円(2割軽減)

※5 年金・給与所得者の数とは、世帯主及び世帯の被保険者全員のうち、公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入額が65歳未満の方については60万円を超える方、65歳以上の方については125万円を超える方)及び、給与所得を有する方(給与収入55万円を超える方)の合計の数をいいます。年金・給与所得者の数が1以下の場合、下線部の加算は行いません。

5. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日に、被用者保険(※6)の被扶養者であった方については、均等割額(48,500円)が加入時から2年間、5割軽減され所得割額は課されません。なお、元被扶養者であっても上記「4. 低所得者に対する軽減」の(1)に該当する方は、そちらが適用されます。

⇒ 軽減される額・・・24,250円

※6 被用者保険とは、政府管掌健康保険・企業の健康保険組合による健康保険・船員保険・共済組合等のことで、国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません

7. 上水道料金

1. 一般用上水道料金表(税込)

(1カ月当り)

| 口径 (mm) | 基本料金 | | 水量区分及び水量料金 | | |
|------------|---------------------|----------|--|---|--|
| | 水量 | 料 金 | 1 | 2 | 3 |
| 13 | 8m ³ 以下 | 1,144円 | 8m ³ を超え10m ³ 以下 157.3円/m ³ | | |
| | | | 10m ³ を超え50m ³ 以下 179.3円/m ³ | | |
| 20 | 10m ³ 以下 | 2,530円 | 10m ³ を超え50m ³ 以下 | 50m ³ を超え 1,000m ³ 以下 200.2円/m ³ | 1,000m ³ を超え 204.6円/m ³ |
| 25 | | 3,740円 | 179.3円/m ³ | | |
| 30 | 30m ³ 以下 | 8,360円 | 30m ³ を超え50m ³ 以下 179.3円/m ³ | | |
| 40 | | 10,670円 | | | |
| 50 | | 17,600円 | | | |
| 75 | | 39,050円 | | | |
| 100 | | 63,250円 | | | |
| 125 | | 96,250円 | | | |
| 150 | | 132,000円 | | | |

※備考 一般用の水道料金は、水量料金欄に定めた水量区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計(1円未満切捨て)です。

$$\text{使用料金} = \text{基本料金} + \text{水量料金}$$

2. その他の用途の水道料金表(税込)

| 用 途 | 口径 (mm) | 基本料金 | 水量料金 |
|--------------|---------|-------------------------|-----------------------|
| 公衆浴場用 | | 116.6円 / m ³ | |
| 臨時用(農事用) | 13 | 1月につき 110円 | 440円 / m ³ |
| 臨時用(農事用以外) | 13 | // 1,100円 | |
| | 20 | // 2,200円 | |
| | 25 | // 2,750円 | |
| | 30 | // 3,300円 | |
| | 40 | // 4,400円 | |
| | 50 | // 16,500円 | |
| 消火栓(消火訓練使用料) | 50以下 | 1個の放水時間 5分ごとに 1,980円 | |
| | 65 | 1個の放水時間 5分ごとに 3,080円 | |

※備考 公衆浴場・臨時用の水道料金は、水量に金額を乗じて計算した金額の合計(1円未満切捨て)です。

$$\text{使用料金} = \text{基本料金} + \text{水量料金}$$

8. 下水道使用料

料金計算表(税込)

(1カ月当り)

| 汚水区分 | 基本排水量 | 基本料金 | 超 過 料 金 | | |
|---------|--|--------|---|--|--|
| | | | 排 水 量 区 分 | | |
| | | | 1 | 2 | 3 |
| 一 般 汚 水 | 10m ³ 以下 | 1,320円 | 10m ³ 超 50m ³ 以下 143円 / m ³ | 50m ³ 超 1,000m ³ 以下 148.5円 / m ³ | 1,000m ³ 超 154円 / m ³ |
| 公衆浴場用汚水 | 93.5円 / m ³ | | | | |
| 温 泉 汚 水 | | | | | |
| その他の汚水 | | | | | |
| 備 考 | 一般汚水の超過料金は、排水量区分に従って当該区分に於する排水量に順次乗じて計算した金額の合計額です。 | | | | |

※使用料は上記の料金表に基づき算出した合計額(1円未満切捨て)となります。

9. 下水道事業受益者負担金

1. 負担金を納付する者(受益者)

受益者は、基本的には公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者ですが、地上権・賃借権等の権利の目的になっている土地の場合は、所有者と権利者の方が話し合いの上でどちらかを受益者と決め、負担金を納付することになっています。

2. 負担金の対象となる土地

下水道計画区域内にある土地は面積の大小、地目に関係なく、すべて負担金の対象(河川、水路、道路、公園等を除く。)となります。たとえば、田畑や建物が建っていない空き地や駐車場等も負担金の対象となります。

3. 負担金額

負担金は土地の面積1m²当り415円です。この額に受益者の所有している土地の面積を乗じたものが受益者負担金額です。負担金は税金とは異なり一度だけ負担するもので、下水道を使用する、しないにかかわらず納めていただくこととなります。

4. 負担金の徴収猶予

受益者が災害、盗難等により負担金を納付することが困難と認められる場合や、土地の状況により徴収猶予できる規定があります。

徴収猶予の主なものは次のとおりです。

- (1) 生産農地
- (2) 公共汚水ますが設置できない袋地
- (3) 急傾斜地
- (4) 災害、風水害、火災の場合 → 3年以内
- (5) 係争中の場合 → 係争事由の解決のときまで

※ (1)～(3)の場合、3年ごとに同じ状態であれば、再申請により猶予期間を延長することができます。

5. 負担金の減免

負担金は河川、道路、公園等を除いたすべての土地に賦課されますが、その土地の状況や受益者の方の状況により減免（負担金を減額又は全額免除すること）できる規定があります。

減免の主なものは次のとおりです。

| 減 免 の 対 象 | 減免率 |
|---------------------------|--------|
| 公用地（国、県、市等の用地） | 25～75% |
| 社会福祉施設用地（保育所、乳児園、老人ホーム等） | 75% |
| 私立学校用地（私立の学校、幼稚園等） | 75% |
| 神社、寺院、教会等の用地（境内） | 75% |
| 神社、寺院、教会等の用地（墓地） | 100% |
| 公共性のある私道及び水路 | 100% |
| 自治会等が所有する集会場の敷地（公民館及び集会場） | 50% |
| 文化財の指定を受けた施設用地 | 100% |
| 生活保護法により生活扶助を受けている受益者 | 100% |

6. 負担金の納付方法

（1）分割納付

負担金を3年に分け、さらに1年を4期に分け、合計12回に分割して納付していただきます。

（例） 負担金決定額 83,000円の場合

| 年度\期別、納付月 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 年度合計 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 6月 | 9月 | 12月 | 3月 | |
| 1年度 | 7,100円 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 27,800円 |
| 2年度 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 27,600円 |
| 3年度 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 27,600円 |

（2）一括納付

負担金を賦課年度に全額を一括、又は1年分（4期分）を一括納付していただく方法です。この場合、前納報奨金を交付します。

10. 利用者負担額（保育料）

【幼児教育・保育の無償化】

令和元年10月から幼児教育の無償化が始まりました。対象者は次のとおりです。

- ・ 3歳以上の子ども（令和5年4月1日で3歳以上の子ども）
 ※年度途中で3歳になる子どもは対象になりません。
- ・ 市民税非課税世帯の0～2歳の子ども

課税世帯の利用者負担額表

| 階層区分 | 各月初日の世帯の階層区分 | 利用者負担額（月額） | |
|------|------------------------------|------------|--------|
| | | 3歳未満児 | |
| | | 標準時間 | 短時間 |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0 | 0 |
| 2 | 市民税非課税世帯（ひとり親・在宅障がい児者世帯） | 0 | 0 |
| 3 | 市民税非課税世帯（第2階層を除く世帯） | 0 | 0 |
| 4 | 市民税均等割のみの世帯 | 10,800 | 10,600 |
| 5 | 市民税所得割48,600円未満の世帯 | 12,700 | 12,500 |
| 6 | 市民税所得割48,600円～97,000円未満の世帯 | 17,600 | 17,300 |
| 7 | 市民税所得割97,000円～169,000円未満の世帯 | 21,500 | 21,200 |
| 8 | 市民税所得割169,000円～301,000円未満の世帯 | 27,400 | 27,000 |
| 9 | 市民税所得割301,000円以上の世帯 | 29,300 | 28,900 |

【利用者負担額算定方法】

- 1 市民税所得割課税額を基に決定し、令和5年4月から令和5年8月分までは令和4年度市民税所得割、令和5年9月から令和6年3月分までは令和5年度市民税所得割に基づき決定します。
- 2 年齢は、年度当初（4月1日）現在が基準になります。
- 3 市民税額の計算には、寄付金控除、配当控除、住宅借入金等住宅関係の特別税額控除等及び外国税額控除等の規定は適用されません。
- 4 児童の父母及び家計の主宰者（祖父母など）に係る市民税所得割額により算定します。

【利用者負担額の軽減】

- 多子世帯：兄弟がいる場合、第2子以降の児童の利用者負担額は無料となります。
- ひとり親世帯等：市民税額所得割額が77, 101円未満の世帯で、保護者と生計を一にする第1子の児童の利用者負担額は半額となります。

※ひとり親世帯等とは、母子世帯・父子世帯（児童扶養手当受給者）又は在宅障がい児（者）等のいる世帯です。

【利用者負担額減免基準】

| | |
|--------|---|
| 100%以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災等により著しい損害を受けたとき。 ・入所児童が疾病その他、市長がやむを得ないと認める理由により当月1カ月以上欠席したとき。 |
| 70%以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・離婚、疾病、失業等により、世帯の所得が決定時に比較して著しく減少、又は生活費が増大したとき。 |
| 50%以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・転職、負債返済により、世帯の所得が決定時に比較して著しく減少、又は生活費が増大したとき。 ・入所児童が疾病その他、やむを得ないと認める理由により当月の1/2以上欠席したとき。 |
| 備考 | <p>著しく減少したときとは、決定時所得の40%以上所得が減少した場合をいう。</p> <p>減免理由の事実を証明する書類を必要に応じ添付すること。</p> |

11. 市営住宅使用料

家賃の算定

市営住宅の家賃は、入居者の収入や立地条件、住宅の規模、築年数等に応じて毎年度算定します。算定の概略は次のとおりです。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

1. 家賃算定基礎額

| 月収（収入認定額） | 家賃算定基礎額 | 所得区分 |
|-------------------|---------|------|
| 0円～104,000円 | 34,400円 | ① |
| 104,001円～123,000円 | 39,700円 | ② |
| 123,001円～139,000円 | 45,400円 | ③ |
| 139,001円～158,000円 | 51,200円 | ④ |
| 158,001円～186,000円 | 58,500円 | ⑤ |
| 186,001円～214,000円 | 67,500円 | ⑥ |
| 214,001円～259,000円 | 79,000円 | ⑦ |
| 259,001円以上 | 91,100円 | ⑧ |

2. 市町村立地係数 加賀市は 0.8

3. 規模係数 住宅専用床面積 ÷ 65

4. 経過年数係数 木造以外 …… 1 - 0.0039 × 経過年数
 木 造 …… 1 - 0.0087 × 経過年数
 ※ 住戸改善をした住宅については、計算式が異なります。

5. 利便性係数 地域の状況や住宅の設備を考慮して、0.5～1.3の範囲で決定します。

参 考〔用語説明〕

1. 徴税吏員

市町村長（道府県知事）、又はその委任を受けた市町村（道府県）職員

2. 地方税

道府県税及び市町村税を総称したもの（地方税に係る督促手数料、延滞金、各種加算金及び滞納処分費は含まれません。）

3. 税率

- ・標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、財政上の必要がある場合においては、これによることを要しない税率
- ・制限税率 地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率
- ・一定税率 国家の経済施策等の税率によることを許さないものとして法定されている税率
- ・任意税率 地方団体の特別の目的の事業等に要する財政収入を確保するため、その受益者等に対し課税することができる税目で、地方団体が任意に定める税率

4. 納税通知書

納税通知書とは、地方税の賦課徴収のために納税者に対して地方団体が作成して交付する文書で、次に掲げる事項を記載したものをいいます。

- ・賦課の根拠となった法律及び条例の規定
- ・納税者の住所及び氏名
- ・課税標準額、税率及び税額
- ・納期、各納期ごとの納付額及び納付の場所
- ・納期限までに税金を納付しなかった場合の措置及び賦課に対して不服がある場合の救済の方法

5. 徴収の方法

- ・普通徴収 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。
- ・特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者が負担すべき税金を徴収させ、その徴収すべき税金を納入させることです。

6. 申告納付

納税者がある納付すべき税額を申告し、その申告した税金を納付することです。

| 科 目 | | 徴 収 方 法 | | 申告納付 | | |
|---------------|---------------|---------------|-------|--------|----------|---|
| | | 普通徴収 | 特別徴収 | | | |
| 市 税 | 普通税 | 市 民 税 | 個 人 | ○ | ○（給与・年金） | |
| | | | 法 人 | | | ○ |
| | | 固 定 資 産 税 | ○ | | | |
| | | 軽自動車税 | 種別割 | ○ | | |
| | | | 環境性能割 | | | ○ |
| | 市 た ば こ 税 | | | | ○ | |
| | 目的税 | 特 別 土 地 保 有 税 | | | | |
| | | 入 湯 税 | | ○（事業者） | | |
| 都 市 計 画 税 | | ○ | | | | |
| 料 金 | 国 民 健 康 保 険 税 | ○ | ○（年金） | | | |
| | 介 護 保 険 料 | ○ | ○（年金） | | | |
| | 後期高齢者医療保険料 | ○ | ○（年金） | | | |
| | 上 水 道 料 金 | ○ | | | | |
| | 下 水 道 使 用 料 | ○ | | | | |
| | 下水道受益者負担金 | ○ | | | | |
| | 利用者負担額（保育料） | ○ | | | | |
| 市 営 住 宅 使 用 料 | ○ | | | | | |

7. 滞納処分

納税者が地方税を納付・納入しない場合に、財産を差し押さえ、換価して未納の税・料金へ充当する一連の行政処分をいいます。

- ・ 差 押 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、督促に係る地方団体の徴収金が完納されない場合、滞納者の財産を差し押さえることをいいます。
- ・ 交付要求 滞納者の財産について強制換価手続が行われた場合において、強制換価手続を行った執行機関の手続に参加し、その手続から滞納市税等への交付（配当）を求めることをいいます。
- ・ 参加差押 滞納者の財産について滞納処分による差押が先行して行われている場合において、その財産が不動産や自動車等の特定の財産であるときに、交付要求の一方法として認められる手続をいいます。また、先に差し押さえた執行機関の差押が解除された場合には、参加差押をした時にさかのぼって差押の効力が生じ、滞納者の財産について換価手続ができるようになります。

8. 出納整理期間

年度内に収入又は支出すべきと確定したものの、未収又は未払となっているものについて、収入又は支出を行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの期間をいいます。この期間内に、終了した年度の収入と支出の整理が行えます。

なお、水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計の企業会計にはこの制度はありません。

9. 全期前納報奨金（平成24年度廃止・ただし下水道受益者負担金を除く。）